

中間財務諸表

当行の2023年度中間期（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの中間監査証明を受けており、2023年11月16日付の中間監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の中間財務諸表は、上記の中間財務諸表に基づき作成しておりますが、この中間財務諸表そのものについては中間監査を受けておりません。

中間貸借対照表（資産の部）		(単位 百万円)	
科 目	2022年度中間期 (2022年9月30日現在)	2023年度中間期 (2023年9月30日現在)	
現金預け金	152,652	131,335	
金銭の信託	7,967	7,966	
有価証券	365,898	334,301	
貸出金	1,106,732	1,131,311	
外国為替	2,417	2,287	
その他資産	13,162	7,220	
その他の資産	13,162	7,220	
有形固定資産	15,604	14,601	
無形固定資産	321	376	
前払年金費用	2,703	2,959	
繰延税金資産	2,596	3,851	
支払承諾見返	2,892	5,270	
貸倒引当金	△ 4,773	△ 4,763	
資産の部合計	1,668,176	1,636,720	

中間貸借対照表（負債及び純資産の部）		(単位 百万円)	
科 目	2022年度中間期 (2022年9月30日現在)	2023年度中間期 (2023年9月30日現在)	
預金	1,439,001	1,438,441	
譲渡性預金	23,725	31,372	
債券貸借取引受入担保金	4,979	27,871	
借用金	107,800	54,400	
外国為替	8	17	
その他負債	13,564	4,418	
未払法人税等	118	440	
リース債務	311	309	
資産除去債務	126	126	
その他の負債	13,007	3,541	
賞与引当金	612	601	
役員賞与引当金	11	11	
睡眠預金払戻損失引当金	376	338	
偶発損失引当金	138	145	
再評価に係る繰延税金負債	1,632	1,513	
支払承諾	2,892	5,270	
負債の部合計	1,594,740	1,564,401	
資本金	10,000	10,000	
資本剰余金	8,208	8,208	
資本準備金	8,208	8,208	
利益剰余金	54,791	55,997	
利益準備金	1,791	1,791	
その他利益剰余金	53,000	54,206	
固定資産圧縮積立金	2	2	
別途積立金	21,000	21,000	
繰越利益剰余金	31,997	33,204	
自己株式	△ 441	△ 312	
株主資本合計	72,559	73,893	
その他有価証券評価差額金	△ 2,492	△ 4,679	
土地再評価差額金	3,179	2,980	
評価・換算差額等合計	687	△ 1,698	
新株予約権	190	123	
純資産の部合計	73,436	72,318	
負債及び純資産の部合計	1,668,176	1,636,720	

中間損益計算書		(単位 百万円)	
科 目	2022年度中間期 (2022年4月 1日から 2022年9月30日まで)	2023年度中間期 (2023年4月 1日から 2023年9月30日まで)	
経常収益	11,907	10,817	
資金運用収益	9,661	7,545	
(うち貸出金利息)	(5,572)	(5,729)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,957)	(1,685)	
役務取引等収益	1,424	1,652	
その他業務収益	198	9	
その他経常収益	622	1,610	
経常費用	10,180	8,792	
資金調達費用	106	120	
(うち預金利息)	(93)	(75)	
役務取引等費用	884	898	
その他業務費用	2,774	413	
営業経費	5,782	5,809	
その他経常費用	632	1,548	
経常利益	1,726	2,025	
特別損失	355	378	
税引前中間純利益	1,370	1,647	
法人税、住民税及び事業税	162	525	
法人税等調整額	261	△ 66	
法人税等合計	423	459	
中間純利益	947	1,188	

中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（自 2022年4月1日至 2022年9月30日）

(単位 百万円)

資本金	株主資本										
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						
当期首残高	10,000	8,208	—	8,208	1,791	3	21,000	31,582	54,377	△ 472	72,113
当中間期変動額											
剰余金の配当								△ 236	△ 236		△ 236
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 0		0	—		—
中間純利益								947	947		947
自己株式の取得										△ 0	△ 0
自己株式の処分			△ 8	△ 8						32	23
自己株式処分差損の振替			8	8				△ 8	△ 8		—
土地再評価差額金の取崩								△ 288	△ 288		△ 288
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 0	—	414	414	31	446
当中間期末残高	10,000	8,208	—	8,208	1,791	2	21,000	31,997	54,791	△ 441	72,559

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,241	2,891	4,132	194	76,440
当中間期変動額					
剰余金の配当				△ 236	
固定資産圧縮積立金の取崩				—	
中間純利益				947	
自己株式の取得				△ 0	
自己株式の処分				23	
自己株式処分差損の振替				—	
土地再評価差額金の取崩				△ 288	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 3,733	288	△ 3,445	△ 4	△ 3,450
当中間期変動額合計	△ 3,733	288	△ 3,445	△ 4	△ 3,003
当中間期末残高	△ 2,492	3,179	687	190	73,436

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位 百万円)

資本金	株主資本											自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金					利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	10,000	8,208	—	8,208	1,791	2	21,000	32,232	55,025	△ 441	72,793				
当中間期変動額															
剰余金の配当									△ 236	△ 236	△ 236				
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 0		0	—	—	—				
中間純利益								1,188	1,188	1,188	1,188				
自己株式の取得											△ 0	△ 0			
自己株式の処分			△ 24	△ 24							128	104			
自己株式処分差損の振替			24	24					△ 24	△ 24	—				
土地再評価差額金の取崩									44	44	44				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）															
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 0	—	972	971	128	1,100				
当中間期末残高	10,000	8,208	—	8,208	1,791	2	21,000	33,204	55,997	△ 312	73,893				

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 3,123	3,024	△ 99	209	72,903
当中間期変動額					
剰余金の配当				△ 236	
固定資産圧縮積立金の取崩				—	
中間純利益				1,188	
自己株式の取得				△ 0	
自己株式の処分				104	
自己株式処分差損の振替				—	
土地再評価差額金の取崩				44	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 1,555	△ 44	△ 1,599	△ 86	△ 1,685
当中間期変動額合計	△ 1,555	△ 44	△ 1,599	△ 86	△ 585
当中間期末残高	△ 4,679	2,980	△ 1,698	123	72,318

1 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他の：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破 紛 先：破産・特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三ヶ月以上延滞債権）である債務者

要 注意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先是1年間、要管理先と破綻懸念先是3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,397百万円であります。

(追加情報)

ウイズコロナのもと、景気の持ち直しが期待されておりますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響は、2023年10月以降も継続するものと想定しており、当該想定は前事業年度末から重要な変更を行っておりません。当該想定に基づき、当行の特定の業種向けの貸出し等の信用リスクに重要な影響があるとの仮定を置いており、当該業種ポートフォリオのうち正常先と要注意先については、今後予想される業績悪化の状況を見積り貸倒実績率に修正を加えた予想損失率によって、当中間会計期間末において必要な調整を行い、貸倒引当金の追加計上を行っております。

なお、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況や特定の業種の将来の業績への影響が変化した場合には、第3四半期会計期間以降の財務諸表において当該引当金は増減する可能性があります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への業績運動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績運動型報酬の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定期式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去 勤務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

2 中間貸借対照表関係（2023年9月30日現在）

1. 関係会社の株式の総額

株式	55百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,049百万円
危険債権額	24,507百万円
要管理債権額	259百万円
三月以上延滞債権額	108百万円
貸出条件緩和債権額	151百万円
小計額	27,816百万円
正常債権額	1,123,041百万円
合計額	1,150,858百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

4,814百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	27,697百万円
貸出金	35,512百万円
計	63,210百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	27,871百万円
借用金	54,400百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

預け金	5百万円
有価証券	66,390百万円
その他の資産	5,000百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておますが、その金額は次のとおりであります。

保証金・敷金	149百万円
--------	--------

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	206,972百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	190,005百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

11,942百万円

3 中間損益計算書関係（2023年4月1日～2023年9月30日）

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益	83百万円
株式等売却益	1,444百万円
金銭の信託運用益	5百万円
2. 減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	228百万円
無形固定資産	66百万円
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。	
貸出し償却	777百万円
株式等売却損	748百万円

4 有価証券関係（2023年9月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式で市場価格があるものは該当ありません。

なお、市場価格がない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

子会社株式	46百万円
関連会社株式	9百万円

5 収益認識関係

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。